

# じゃがれたー No.5

(じゃがれたーは、日本成年後見法学会 (Japan Adult Guardianship Law Association) 略称 JAGA) が編集・発行するニュースレターです。

発行日 平成17年9月26日  
発行 日本成年後見法学会  
発行人 理事長 新井 誠  
編集 広報委員会  
[委員長] 長谷川秀夫  
[副委員長] 高橋 弘  
[委員] 大下 信  
香川 美里  
北村裕美子  
平岡 祐二  
山崎 政俊

## 巻頭言

# 精神障害者も使いやすいしくみへの見直しを

(財)全国精神障害者家族会連合会事務局長補佐 田所 裕二

### ◇精神障害者のおかれている現況

「障害者自立支援法案」の行方が毎日の話題となり、そのサービスメニューが3障害共通となることで、突如精神障害者は「時の人」となり注目を集める機会が増えてきた。現在、わが国の精神障害者数は258万人と推定され、そのうち約33万人が入院治療を受けている。また入院患者のうち、約7万2000人が社会的入院者であり、およそ70万～100万人の精神障害者が、福祉サービスをも必要としている。

精神障害者には、①病気の長期化・慢性化、②症状が揺れ動き再燃しやすい、③薬の副作用、などの病気の特性や、④陰性症状による影響、⑤対人関係の障害、⑥作業能力の障害、⑦生活面での不器用さ、という病気がもたらす障害、そして体験不足や自信喪失といった中途障害の特性、さらに偏見・差別・無知といったバリアーがある。これらが、精神障害者の地域生活を阻害する要因となっている。

最近では、「悪質リフォーム」等の被害者としての事例も報告され、高齢者同様、その支援体制の構築が急務ともなっている。

### ◇保護者問題と社会的扶養の整理

精神障害者の地域生活を考えるとき、家族による保護義務の考え方が大きな壁となる。成人に達した障害者に対しても、高齢の家族がその責任を

負わされ、日本の「恥の文化」の考え方もあってか、障害者が地域で活動するための大きな阻害要因となっている。高齢者の問題と同様に、障害者においても、「家族扶養」の考え方から「社会の責任で地域全体が支える」という考え方に転換していくことが必要である。

そのためにも、成年後見制度はもっと生活に密着したサービスとして、制度の概要や運用のしやすさ、手続の簡便化、専門職による啓発・支援が重要になってくると考える。

### ◇法人後見の推進や後見受任者養成の必要性

私たち家族会では、ピアサポート（相互支援）とともに、社会に対する啓発活動を行っている。また、生活に密着した諸制度の拡充・改善を求める運動に取り組んでいる。しかし、そこには各々の分野の専門家のサポートが必要である。

成年後見制度が世に出て6年目を迎えたが、精神障害分野での活用は極めて少ない。精神障害者が地域に出て、自分の足で生活を確立していくためには、成年後見制度が1つのサービスとしてより有効に機能し、他の福祉・保健・医療のサービスと同じネットワークの中で活用される必要がある。そしてそのためには、信頼できる団体による法人後見の推進や後見受任者の養成が急務なのではないだろうか。

# 総 会 報 告

平成17年5月28日(出)13時より、明治大学駿河台校舎リパティタワー1021号教室にて、日本成年後見法学会平成17年度総会が開催された。

当日は、午前中に「ドイツ成年者世話法の実施状況および改正動向について」をはじめとする3つの個別報告、午後に「成年後見の社会化(2)——地域のネットワークづくり——」を統一テーマとして報告およびパネルディスカッションが行われ、全国から会員・会友207名の参加を得た。

総会では、新井誠理事長を議長として、以下に報告するすべての議案が承認可決された。

## ◇議案第1号 平成16年度事業報告の件

## ◇議案第2号 平成16年度決算報告の件

一昨年度(初年度)が5カ月間の業務執行であったことから、昨年度が実質的に学会として1年間の事業を初めて行ったこととなる。

事業報告は、研究調査部門において、学術大会開催の報告をはじめ、昨年度設置された委員会の研究活動、2回の国際交流ミニシンポジウムの開催、厚生労働省補助金特別事業および団体助成金特別事業、運営・広報部門において、総会の開催や地域組織化事業等の報告がされた。

決算報告は、一般会計に続き、国庫補助金特別会計、団体助成金特別会計、研究基金特別会計の決算報告に続き、佐藤勝監査役より監査報告がなされた。地域組織化事業において、当初予定した件数の各地でのシンポジウムの開催がなく、予算の執行が少なかったことが残念であった。

## ◇議案第3号 平成17年度事業計画案の件

## ◇議案第4号 平成17年度予算案の件

今年度の事業計画案の全体方針としては、学術大会開催の他、具体的な調査・研究に重点をおいた活動を行うとの提案がされた。研究・調査部門では、今年度が日本におけるドイツ年およびアルツハイマー病発見100周年にあたり「日独

Dementia 医療・介護・後見ネットワーク」をドイツ大使館との共催で2回、ドイツ年記念事業として実施するほか、「医療行為の同意」「任意後見」についての特別シンポジウムの開催が予定されている。運営・広報部門では、会員・会友名簿の作成、成年後見制度のより一層の普及を図るためパンフレットの作成を行う。

また、事業計画案に伴い、予算案が呈示された。

## ◇第5号 議案規則案の件

第5号の1 日本成年後見法学会登録個人情報取扱規則案の件

第5号の2 日本成年後見法学会役員選出規則案の件

第5号の3 日本成年後見法学会地域組織化事業規則案の件

第5号の4 日本成年後見法学会研究基金規則案の件

学会の活動に伴い、必要な規約の整備を行った(なお、第5号の4は、予算に先立ち承認された)。

## ◇議案第6号 役員候補者の件

規約に基づき、役員候補者名簿が提出され、承認された(次頁参照)。

## ◇感想

成年後見制度の利用を推進する立場からすると、まだまだ歯がゆいわが国の現状ではあるが、成年後見に取り組む者が実務家・学者と一堂に会し、それぞれが地域や立場を異にしながらも、制度の健全な発展とその利用者が健やかなることを願って活躍していることを再確認し交流を深めることができた。各々の現場で、また頑張ろう。

(伊藤 佳江)



# 役員紹介

平成17年5月28日(出)、会員・会友207名の出席者の下に、平成17年度総会が行われた。平成17年4月1日現在の入会者数は、正会員760名、賛助会員3名・1団体、会友126名である。学会員の職能は、研究者、弁護士、司法書士、社会福祉士、税理士、行政書士、社会保険労務士、医師、裁判官、家庭裁判所調査官、公証人、家庭問題情報センター職員、自治体職員、社会福祉協議会職員、金融機関職員、施設経営者など、多岐にわたっている。

平成17年度総会では、規約19条に基づき設立時の役員の任期が終了したことに伴い、新役員の選任が行われた。また同日に行われた第1回理事会において、理事長、副理事長、常任理事、幹事が決定した。以下に、役員を紹介する。

## 役員一覧 (50音順・敬称略)

### 【理事長】

新井 誠 (筑波大学)

### 【副理事長】

大貫 正男 (埼玉司法書士会)

田山 輝明 (早稲田大学)

村上 重俊 (東京弁護士会)

### 【常任理事】

赤沼 康弘 (東京弁護士会)

池田恵利子 (東京社会福祉士会)

伊藤 佳江 (東京税理士会)

岩志和一郎 (早稲田大学)

延命 政之 (横浜弁護士会)

小賀野晶一 (千葉大学)

金井 守 (青森大学)

北野 俊光 (銀座公証役場)

高橋 弘 (埼玉司法書士会)

長谷川秀夫 (千葉司法書士会)

村田 彰 (流通経済大学)

森 徹 (東京弁護士会)

### 【理事】

五十嵐禎人 (東京都精神医学総合研究所)

石渡 和実 (東洋英和女学院大学)

犬伏 由子 (慶応大学)

岩井 英典 (札幌司法書士会)

大塚 昭男 (香川県司法書士会)

沖倉 智美 (東京社会福祉士会)

金川 洋 (日本社会福祉士会)

鎌田 哲夫 (兵庫県弁護士会)

神谷 遊 (広島大学)

河野 正輝 (熊本学園大学)

清原 雅彦 (福岡県弁護士会)

小嶋 珠実 (神奈川県社会福祉士会)

棚村 政行 (早稲田大学)

田村 満子 (大阪社会福祉士会)

床谷 文雄 (大阪大学)

利谷 信義 (東京家政学院大学)

中山二基子 (東京弁護士会)

二宮 周平 (立命館大学)

林 勝博 (愛知県司法書士会)

久岡 英樹 (大阪弁護士会)

平川 博之 (日本精神神経科診療所協会)

深田 源次 (第一東京弁護士会)

藤江 美保 (福岡県司法書士会)

本間 昭 (東京都老人総合研究所)

松友 了 (全日本手をつなぐ育成会)

前田 稔 (東京司法書士会)

山田 尚典 (横浜弁護士会)

### 【監査役】

佐藤 勝 (中野公証役場)

白倉 憲二 (家庭問題情報センター)

山川 巽 (東京税理士会)

# 第2回学術大会

第2回学術大会は平成17年5月28日(土)に明治大学駿河台校舎リパティタワーで開催された。参加者は会員・会友207名、一般46名、報道関係7人という盛況であった。

松本容子会員の司会で会は進行し、新井誠理事長の開会の挨拶に続いて、午前中は個別報告3題、午後は昨年に引き続いての統一テーマ「成年後見の社会化(2)——地域のネットワークづくり——」という枠組みで、各地での具体的な活動の報告をもとにしてパネルディスカッションが行われた。

## ◆個別報告①◆

### ドイツ成年者世話制度の実施状況 および改正動向について

国士舘大学専任講師 黒田美亜紀  
(進行役：村田彰常任理事)

ドイツでは1992年の施行以来、世話制度の利用件数は急速に伸びて、現在では110万件を超えており、その費用は4億ユーロ(約520億円)に達して大きな問題になっているという。黒田氏はその急増の理由として、人口の高齢化、かつてのマイナスイメージの減少、「世話」という日常語を利用したこと、介護保険利用の増加のための代理人の必要性、を挙げた。

中でも、「世話」というなじみやすい言葉を使用したことを挙げていたのが新鮮であった。そのた



め、世話人の報酬請求が法律行為を超えて事実行為までも含んでしまうことによって、コスト増にもつながっているとの指摘である。

費用削減のための法改正が1999年に行われたが効果が少なかったため、さらに第2次改正法が2005年7月から施行されることになっているとのこと。そこでは、任意後見の利用促進を図り、職業後見人の報酬を抑制することになっているそうである。

## ◆個別報告②◆

### 市町村長申立による虐待や権利 侵害への対応の必要性

社会福祉士 小幡 秀夫  
(進行役：赤沼康弘常任理事)

同氏は、最初に群馬県の特別養護老人ホームでの拘束並びに寄付の強要の事件を挙げ、成年後見人等が選任されていればその権限の範囲内で防げたものであることを指摘し、埼玉県富士見市での認知症の姉妹に対する悪質リフォーム商法の被害の例では発覚直後に市が被害救済を目的として成年後見人の選任の申立てを行ったが、事前に成年後見人等が選任されていれば防げた事件であると述べた。

そして、弱い立場におかれがちな人々への権利擁護としての成年後見制度の活用がまだ不十分であるとして、特に身寄りや資力のない方のための市町村長申立てと後見費用助成の拡充が求められると主張した。また最近の注目すべき動きとして、介護保険法改正によって、虐待防止を含む権利擁護事業が市町村の必須事業になり地域包括支援センターがその相談窓口となること、また東京都が全区市に成年後見制度推進機関を開設するための支援事業を開始したことなどを挙げた。同氏が、本学会も成年後見制度の活性化を主張し続ける必要があると強調したことに、会場からは賛同

の拍手が湧き起こっていた。

◆個別報告③◆

パーソナルトラストと成年後見

三菱信託銀行 星田 寛  
(進行役：大貫正男副理事長)

個人信託の制度を利用することで成年後見制度を補うことができるとの観点から、4つのケースを例に説明があった。特約により詳細を指定することで本人の意思が死後にも確実に実行されることになり、特に親亡き後の問題に有効であるとの指摘であった。

信託業法改正により、受託できる者が金融機関以外にも広がることもあり、新しい技法として今後重視すべきものと感じられた。

◆統一テーマ◆

成年後見の社会化(2)

——地域のネットワークづくり——

[コーディネーター]

早稲田大学教授 岩志和一郎

[パネラー]

宮城福祉オンブズネット「エール」事務局長

鈴木 守幸

NPO 大分あんしんねっと事務局長

青田 和憲

出雲成年後見センター会長 錦織 正二

同運営委員 玉田 珠美

午後は、宮城、大分、島根からの3団体による現場の活動状況の発表の後、パネラーによる意見交換が行われた。また、会場からも、司会者からの指名発言にとどまらず、活発な質問や意見が出された。

報告された3カ所での取組みはそれぞれに先駆的であり、多くの人々が多大な熱意のもとに多くの困難に対処しながら事業に取り組み、現在の評価を得られるまでになったことを伺い、感動を覚

えながら、賛嘆の念を新たにした次第である。

それぞれに共通していることは、すべて現場のニーズから出発し、個別の問題を解決する視点で活動していることが基盤であり、とりわけ、①成年後見制度の活用だけではなく、②多くの専門職を含む多くの人々と連携を取り合っていること、③個々の人生を根底から支える視点を持ち続けていること、である。

成年後見制度の現場では、単一職種の専門家だけの支えでは不十分であり、連携と協働が重要であることが明確になったものと思われる。法律、福祉、医療、金融、行政等々、多くの専門的知見と経験とが重要かつ不可欠なのである。そしてこの視点が法人後見の際にも重要となることを実感し、法人後見の特徴を活かす途でもあることを納得できるシンポジウムであった。

もう1つの重要な問題点として提起されたのが組織運営の費用である。どの団体も、会員の会費収入だけでは運営できない。活動が活発になり、規模が大きくなるほど、参加者の情熱と希望と生きがいでだけでは、現実に支えきれないのである。報告のあった3つの団体は、それぞれが種々の助成を得て活動しているが、それはささやかなものであり、恒常的な運営資金としては期待できないものである。

今後、後見活動の幅を広げ、社会化をより促すためには、活動資金の問題は避けて通れない問題であり、制度上の支援体制の構築が望まれると痛感した次第である。

(金川 洋)



## ●私と成年後見●

# 生きる人のための法制度

### ◇マイナーな「無能力者制度」

私が大学の法学部に入学したのは、1975年のことであった。法学部に入ってまず最初に勉強することになるのは、「民法総則」である。民法は、一般市民の日常生活について、基本的ルールを定めた法律であり、法律を学ぶ場合には、基本中の基本となるが、その民法の中でも「民法総則」と呼ばれる分野は、民法典の冒頭（第1編）に規定されており、民法の（市民生活の）基本原理にかかわる多くの法規定が集められている。

法学部の1年生にとって、ようやく「民法総則」の講義にも慣れ始めた頃に出会うのが「無能力者制度」「禁治産宣告」「準禁治産宣告」といった言葉である。当時の私も、今まで耳にしたこともない言葉に戸惑いながらも、妙に法学部の学生になったことを実感したような思い出がある。当時の担当教授からは、「無能力者制度」が明治時代の民法立法当初から存在する制度であって、自己決定の困難な者を保護する制度であると習った記憶がある。もっとも、「無能力者制度」自体には、法解釈上それほど重要な論点はなく、したがって、法学部生が勉強しなければならないような重要判例もなかったから、どちらかといえば「知ってはおかなければならないが、マイナーな制度」といったイメージしかなかった。

### ◇ドイツ民法改正草案の衝撃

1980年代半ば頃からは、欧米諸国で社会の高齢化に対応する法整備について盛んに議論されているといった話を耳にするようになった。最初は、さしたる関心も抱かなかったが、やがて目にしたのが、後にドイツにおける成年後見制度の改正（いわゆる世話制度の創設）の出発点になったドイツ政府の民法改正草案とその理由書である。それ

は乱暴な言い方をすれば「無能力者制度をぶち壊す」ことを内容としていた。「何なんだ、これは」というのが、当時の私が受けた率直な印象である。「無能力者制度」といった民法の根幹をなす制度は、絶対不変の制度であると信じ込んでいた私には大きな衝撃であった。ドイツ民法改正草案は、「絶対不変の法制度」などというものがこの世には存在しないこと、むしろ法制度は生きる人のためにあり、どのような法制度であっても、弊害が感じられれば根幹から問い直すことの大切さを教えてくれたように思う。

### ◇第2フェーズに入った成年後見制度

その後しばらくは、ドイツ改正法の内容やその背景について研究することになったが、そのような研究が縁となって、いくつかの自治体で地域福祉権利擁護事業の立上げに立ち会う機会を得ることができた。現在は山口県社会福祉協議会の運営適正化委員として、広い意味での成年後見制度の担い手の方々との接点をもっている。最近は、お世話をしてきたご本人が亡くなられたときのこと（事務の終了）が話題になることが少なくない。たとえば、相続人から葬儀費用の負担等を求められるが、どこまで相続人の要望に応えるべきか、といった話である。成年後見制度が日本社会に定着するにはまだ時間を要するだろう。しかし、一方では事務遂行に直接に関連した課題も語られるようになった。その意味ではわが国の成年後見制度も第2フェーズに入りつつあると言えるのかも知れない。

（広島大学法科大学院教授 神谷遊）

**診察室  
から見た  
成年後見**

## 利用者の代理人となり得るソーシャルワーカー

### ◇Aさんの場合

Aさんは中学校を卒業した後、財界団体のビル内の喫茶部に、ウェイトレスとして就職した。40年以上を、同じ職場・同じ仕事で通した。明るく元気なAさんは、職場やなじみの客たちの人気者だった。

Aさんの言動に変化が起こったのは55歳のときだった。喫茶部の客に、妙に馴れ馴れしい口をきいたり、しばしば注文を間違えたりする。何となく軽薄で、無責任、ミスをして謝っているときもニタニタ笑っていて反省しているようには見えない。なじみの客の一人が、上司に注意したのがきっかけで、みんなが感じていた「何となくおかしい」という戸惑いが、「確におかしい」という確信に変わった。Aさんは定年を繰り上げて退職することになった。

天涯孤独のAさんの行く末を心配した職場の上司の世話で、退職金は分割して給料日ごとに職場まで受け取りにくることになり、職場の仲間が給料を受け取りに来たAさんの様子を見たり話を聞いてあれこれと世話をしたりしていた。

### ◇サポートチームによる支援

退職後2年が過ぎた頃、元上司がAさんの言葉の異常に気が付いた。簡単な名詞が思い出せない。話をしても、言葉がよくわからないようで、しばしば問い直す。

こうしてAさんは、元上司に伴われて私のクリニックを受診した。診断は、前頭側頭型認知症。特に左の側頭葉と前頭葉の萎縮が激しく、Aさんの言葉は急速に失われつつあった。元上司に援助してもらい、Aさんは自分で介護保険を申請した。私は、旧知のケアマネジャーに事情を話し、Aさんのサポートチームをつくってもらった。ケアマネジャー、ヘルパーステーション、デイサービスの責任者、主治医である私。元上司や職場の人たちにも、負担にならない範囲で協力を仰い

だ。

認知症の進行に伴って、成年後見を利用することになり、(社)成年後見センター・リーガルサポートの援助を得て、選任された保佐人もチームに加わった。Aさんの状況が変化するたびに、ケアマネジャーがチームを招集し、時にはAさん自身を含めてミーティングをもった。Aさんは介護保険を中心とするさまざまな福祉制度を活用し、2年間在宅で過ごした後、単身生活が困難になってグループホームに入居した。

### ◇独立した専門職としてのソーシャルワーカーの必要性

Aさんのような障害をもった人が、可能な限り自分の意思に沿って生活していくために、成年後見制度は重要な役割をもっている。しかし、Aさんのように親族の援助が期待できない認知症患者や精神障害者の生活を援助する場合、最も重要なのはソーシャルワークである。介護保険制度ができ、成年後見制度が整備された。ソーシャルワークについては、社会福祉士やケアマネジャーの制度ができたが、制度設計のどこをみても、これらの職種が独立した専門職として働くという発想がみられない。サービス提供者に雇用されたソーシャルワーカーでは、利用者の代理人にはなれない。サービス提供は民間企業でもよい。ソーシャルワークには公的な機関が責任をもつ制度を構築してほしいと思う。

(よみうりランド\* 慶友病院副院長 齋藤正彦)

## 制度を知る！

# 成年後見制度と選挙権

### ◇成年後見制度への思い

私たちの会は、知的障害者の家族の会である。新しい成年後見制度が始まって、すでに5年が経過したが、私たちはこの制度に大いなる期待を抱いたり、また落胆をしたりしながら、今、やっと冷静にこの制度に向き合いつつあるというところであろう。

利用する人も身近に散見されるようになった。積極的に利用するというより、相続などの問題が発生し、利用せざるを得なかった、という人たちがほとんどではある。

しかし、親が元気なうちに自主的に利用を始めている人も出てきている。その人たちの話を聞くと、「利用したものの、この制度は財産管理のための制度であることが、あらためてよくわかった」との感想を聞くことがある。私たちが当初、過大ともいべき期待を抱いた身上監護の部分については、「裁判所から全く問われることがなかったので、拍子抜けした」という話も聞く。それらは今後、見直されていく部分だと思う。家族以外の成年後見人等が、実際に出てくるだろうかという不安に対しては、各地で法人後見の動きが出てきたことに、期待がもてる。

### ◇奪われる権利——選挙権

また、成年後見の利用によって守られる権利もあるが、それと同じく失われる権利もあることもわかった。本人を、契約上の不利益や消費者被害、人権侵害から守るために、やむを得ないと理解できることもある。しかし、成年被後見人になると選挙権がなくなることが、本人を守ることにつながるかという、つながらない。万一、選挙権の悪用がされたとしても、それは本人の直接不利益とはならない。選挙権が奪われる根拠は、判断能力が常況的でないからということなのである

うが、その判断能力を判定する基準が金銭管理という本人にとって最も苦手な部分とされていることも残念である。

千葉県手をつなぐ育成会では、約2200人の知的障害者の家族を対象にして、この件につき、アンケートを行った。思ったより多くの人たちが選挙に臨んでいた。「必ず行く」、「時々行く」を合わせると、全体の30%を超えていた。「大人になったのだから当然の義務として」、「家族の会話に入り、家族の一員として、誇らしげに選挙に臨んでいる」、「なぜか選挙が好き」等という答えがあった。真面目に、誇らしげに選挙に臨んでいる本人の姿を彷彿とさせる内容であった。そのような人たちから、選挙権を奪ってはならないと思う。選挙権は誰にも平等に与えられている、人として最も大切な権利の一つである。

成年被後見人が選挙権を奪われるという情報を、私たち家族の多くは随分後になってから知った。そして、多くの家族が、空しさや怒りを覚えることになった。そのことにより、成年後見制度の利用を躊躇する方もいる。

今後、成年後見制度は、いくつもの改革を経なければならぬと思う。その中で、選挙権についてもぜひ再考していただきたいと思っている。

これから、契約社会の中で、望むと望まざるとにかかわらず、成年後見制度利用件数は飛躍的に進むだろうと予想される。そのとき、現状のままであるならば、多くの障害者から選挙権が奪われることとなる。障害者の社会参加が推進される中、多くの障害者が励まされながら選挙に臨んできた。今度は、選挙に行くかと、誰が言えるだろうか。

(千葉県手をつなぐ育成会権利擁護委員会  
竜円 香子)

## ▶▶▶ 活動報告 ◀◀◀

### ◇介護保険と成年後見は車の両輪 !!

#### 国民の生活と権利を護る成年後見制度の活用を求める緊急集会

平成17年4月5日(火)午後5時～6時、衆議院第2議員会館第3会議室において、標記の緊急集会を開催した。

介護保険法の見直しが議論されている中、介護保険と車の両輪であるはずの成年後見制度の活用が等閑視されていることに危機感をもった本学会が、国会に対してその必要性を訴えるために開催したものである。

当日は、介護保険法の改正を審議中の国会の会期中にもかかわらず、この問題に関心のある多くの議員の出席を得、その他一般参加者、マスコミ関係者を含めおよそ100名の参加があった。

集会では、新井誠理事長をはじめ、赤沼康弘常任理事、大貫正男副理事長、金川洋理事が成年後見制度の活用の必要性を訴える発言を順次行った。会場からは、弁護士の中山二基子氏、(社)成年後見センター・リーガルサポート専務理

事の前田稔氏、知的障害者入所施設の経営者の方が意見を述べ、また、出席議員の方々からも、熱のこもった発言があった。

今回成立した改正介護保険法では、法改正により創設された地域支援事業のうち、高齢者に対する虐待防止等の権利擁護事業が、衆議院における審議において、市町村の任意事業から必須事業に改められたが、この集会の果たした役割が大きく影響しているものと考えられる。



### ◇高齢者の権利擁護のために成年後見制度の活用を！

#### 高齢者虐待防止法案に成年後見制度の活用の具体化を求める緊急集会

平成17年6月14日(火)午後4時30分～5時30分、参議院議員会館第4会議室において、標記の緊急集会を開催した。

「高齢者虐待防止法案」(仮称)が国会に上程されようとしている中で、悪質リフォーム業者等による高齢者への経済的虐待が社会問題化している状況があり、当該法案に成年後見制度の活用が具体化されることを求めて開催されたものである。

集会には、この問題に関心のある超党派の議員のほか、研究者、公証人、弁護士、司法書士、社会福祉士等、各界から70名を超える参加が

あった。

新井理事長が挨拶を兼ねて現状分析をした後、赤沼常任理事、前田理事、金川理事より、それぞれの立場から現場の報告としての発言があり、また、これを受けて出席議員からも活発な意見が表明された。最後に、大貫副理事長より、声明文が読み上げられ、会場の熱気が大いに高まる中、閉会となった。

(山崎 政俊)

## お知らせ

### ▶医療行為の同意に関するシンポジウム

本人に医療の同意能力がない場合には誰が同意すべきかについて、諸外国の制度を参考にしながら、論議を深め、あるべき法制度を検討するためのシンポジウムです。実際に制度を運用する国の実務家からの報告も受けます。

[日 程] 平成17年10月14日(金)午後2時～5時

[場 所] アーバンネットレベル21

(東京都千代田区大手町2-2-2)  
 アーバンネット大手町ビル21F  
 ☎03-5255-1515

[参加費] 無料

[定 員] 150名

[申 込] FAXまたはメールで、10月7日(金)までに事務局までお申込みください。

### ▶高次脳機能障害に関するシンポジウム

交通事故により高次脳機能障害を有する人々に、成年後見制度を活用するための、昨年度からの調査・研究の経過報告を行います。医師、ソーシャルワーカーによる基調講演、調査結果の報告に続き、家族、後見人等を交えたシンポジウムにより、現状の課題整理、今後の支援のあり方を検討します。

[日 程] 平成18年2月4日(土)

[場 所] 損保会館大会議室

(東京都千代田区神田淡路町2-9)  
 ☎03-3255-1299

[定 員] 200名

[参加費] 無料

### ▶任意後見に関するシンポジウム

老後の安心を信頼できる人に託せる任意後見制度。今注目を集めるこの制度について、現場からの貴重な報告とパネルディスカッションを通して、理想的な活用方法を探ります。あわせて陥りやすい盲点にも焦点を当てます。

[日 程] 平成17年12月3日(土)午後1時～5時

[場 所] 野口英世記念会館

(東京都新宿区大京町26)  
 ☎03-3357-0742

[参加費] 会員・会友：無料／一般 2000円

[定 員] 200名

[申 込] FAXまたはメールで、11月18日(金)までに事務局までお申込みください。

### ▶地域組織化事業募集

平成17年度事業として、地域組織化事業規則に基づき本学会規約3条に規定する本学会の目的を達成するために地域で行われる講演会・シンポジウム等の催事に対し、金50万円以内の助成を行うことで、各地域におけるネットワークづくり、それに伴う会員間の交流に寄与することを目的とし、地域組織化事業を行います。

[対 象] 正会員3名以上の発意により、規約3条の目的を達成するために行う講演会・シンポジウム等の催事

[応募方法] 企画書に、発起人(3名以上)の氏名・連絡先、簡単な予算見込書を添付して、事務局へ送付してください。

[申込締切] 10月20日(木)

#### 【日本成年後見法学会事務局】

〒151-0073 東京都渋谷区笹塚2-18-3  
 エルカクエイ笹塚ビル6階 (株)民事法研究会内  
 TEL 03-5351-1573 (直) FAX 03-5351-1572  
 E-mail j\_jaga@nifty.com

◆編集後記◆ 「雨降って地固まる」「不幸中の幸」。これを経ることなく、人々の権利が侵されることのない社会は到来しないのか。回復されればよしではなく、安心して暮らせる社会の到来を願いつつ、私達の微力も力になることを信じたい。(平岡 祐二)